

【廃止措置計画の工程等】

- 加工事業の廃止措置（施設の解体、核燃料物質の譲渡し、汚染の除去、汚染された物の廃棄）は、約20年間をかけて段階的（2段階）に行います。建物本体は残す計画です。
- 設備解体の第1段階では、運転を終了した設備（放射性物質の閉じ込め機能を維持する設備や放射線を管理する設備等を除く）の解体を行います。
- 第2段階として、放射性物質の閉じ込め機能等を維持する設備の解体を行います。
- 作業中は放射性物質の漏えい低減、被ばく低減、事故防止対策を講じます。
- 設備及び機器の解体撤去は、民間のウラン濃縮施設等へも活用出来るように合理的な技術の開発を行いながら進めます。

廃止措置の全体工程表

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)
廃止措置の工程	第1段階 (機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間)										第2段階 (機能を維持する設備の解体期間)										
	機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体										管理区域の解除										
	DOP-1高周波電源設備の解体										機能を維持する設備の解体										
	DOP-1UF6処理設備の解体																				
	均質設備の解体																				
	滞留ウラン除去設備の解体																				
	分析設備等、機能を維持する設備を除く設備・機器の解体																				
	DOP-1・DOP-2カスケード設備の解体																				
	核燃料物質の譲渡し先の決定																				
	核燃料物質の貯蔵																				
										核燃料物質の譲渡し											
放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請										放射性能濃度の確認申請											
放射性廃棄物の保管																					
										放射性廃棄物の処理・廃棄											

・設備の解体には汚染状況調査を含む。
 ・廃止措置工程の終了時期以外の年度展開については、厳密なものではなく、本図に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。

鏡野町ペスタロッツ館2階「人形峠サテライトオフィスふらっと」でお待ちしています



人形峠センターの仕事やエネルギー等について皆さまと対話したり、子供さんにサイエンスを楽しんでいただける「人形峠サテライトオフィスふらっと」にぜひお越しください。

電話番号：TEL：070-1410-7804
 ※開館日はペスタロッツ館と同じです。
 ※開館時間は、10：00～17：30です。

お問い合わせ先：人形峠環境技術センター総務課
 TEL.0868-44-2211（代表）
 URL <https://www.jaea.go.jp/04/zningyo/>

人形峠環境技術センターからの お知らせ（vol.10） 【ウラン濃縮原型プラント 等の廃止措置計画 編】

いま、人形峠環境技術センターでどのような業務を行っているのか、よく分からないという声を聞きます。このため鏡野町さんのご協力をいただき、不定期ではありますが、「お知らせ」として事業所の状況をお伝えさせていただきます。

第10回目として、2021年1月20日に国の原子力規制委員会から認可を受けたウラン濃縮原型プラント等の廃止措置計画（使い終わった設備の解体等の計画）についてご説明いたします。



国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
 核燃料・バックエンド研究開発部門
 人形峠環境技術センター

ウラン濃縮原型プラントについて

- ▶ ウラン濃縮原型プラントは、民間企業による商業化を目指して遠心分離法による濃縮技術開発を1988年から2001年まで行ってきた施設です。
- ▶ 運転終了後、設備内部に付着しているウランの回収（下の図）が2017年度末で終了したことで、原子力規制委員会から「廃止措置に向けた規制の進め方」が示された（2018年4月）ことを受け、2018年9月に「廃止措置計画認可申請」を原子力規制委員会へ申請し、2021年1月20日に認可をいただきました。



第1 運転単位の遠心分離機



第2 運転単位の遠心分離機

廃止措置対象施設

廃棄物貯蔵庫

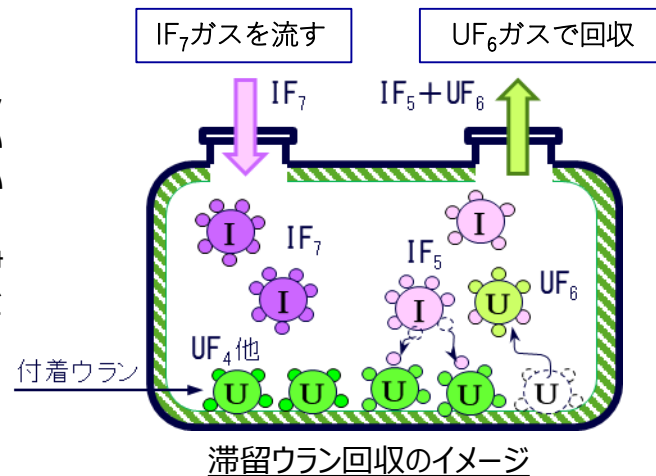
ウラン濃縮原型プラント

非常用発電機棟



ウラン濃縮原型プラントの廃止措置に向けたこれまでの取り組み

- ▶ 遠心分離機等の設備内部に付着しているウラン（滞留ウランと言います）を回収する取り組みを行いました。
- ▶ この方法は設備を解体せずに洗浄ガスを設備内部に流してウランを回収するものです。



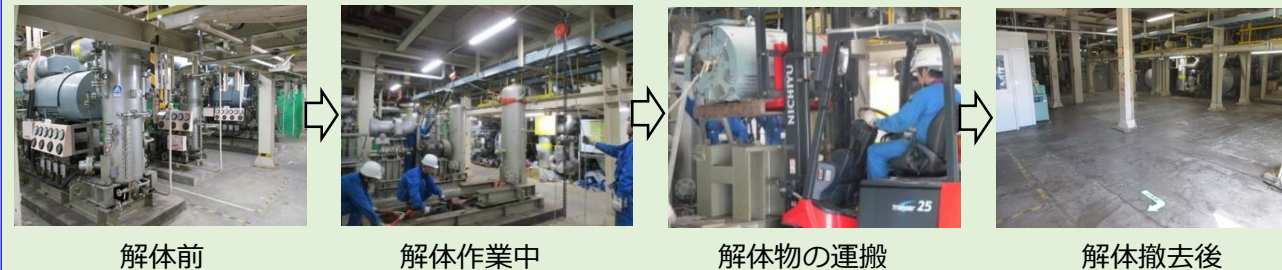
廃止措置の流れ（ウラン濃縮原型プラントの例）

- ①解体対象設備の汚染状況の確認と除染
 - ・汚染を抑えるために
 - ・作業員が被ばくしないために
- ②設備の解体
- ③解体物の分別
 - ・金属やコンクリート等の分別
 - ・除染（ウラン廃棄物を少なくする）
- ④放射性廃棄物の処理・廃棄
 - （現在、処理・廃棄の法規制について原子力規制委員会で検討中です）
- ⑤保有している核燃料物質の譲渡し

汚染のない物、国の基準以下まで除染したものは資源として再利用もしくは産廃処分できます。

廃止措置は安全を最優先として進めます！

施設解体作業の先行事例について（濃縮工学施設の例）



- ▶ ウラン濃縮原型プラントの廃止措置の先行事例となるウラン濃縮試験を行っていた濃縮工学施設の設備解体撤去の状況です。
- ▶ 濃縮工学施設や製錬転換施設における解体作業の経験を活かし、安全を最優先に作業を進めて参ります。

核燃料物質（ウラン）の譲渡しなどについて



- ✓ 施設内で安全に保管しているウラン（六フッ化ウランの化学形態）を有効利用するため、他の原子力事業者に譲渡することとしています。譲渡し先については2028年度末までに決定することとしています。
- ✓ 放射性廃棄物の処理・廃棄については、ウランに係る廃棄物の安全規制に関する法制度が整備された段階で検討を進めていきます。